

住民説明会（第26回）

日時：平成27年4月22日（水）10：30～12：30

場所：住吉区民センター

（司会）

それでは大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたのでただいまから特別区設置協定書についての住民説明会を開催いたします。開催にあたりまして大阪府市大都市局長の山口よりごあいさつを申し上げます。

（山口大阪府市大都市局長）

皆さま、こんにちは。大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼して、この場からごあいさつをさせていただきます。本日は本当にご多忙の中、特別区設置協定書の説明会にお越しをいただきまして、本当にありがとうございます。また、平素から大阪市政の推進につきまして格別のご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この説明会は、先月3月13日に大阪市会、3月17日に大阪府議会で、特別区設置協定書が承認をされまして、来たる5月17日に大阪市における特別区の設置に関する住民投票、これが行われます。このため、法律に基づきまして、法律名は「大都市地域における特別区の設置に関する法律」という法律ですけれども、これに基づきまして大阪市長が行う説明会でございます。

したがって、本日は橋下市長も出席をさせていただいて、後ほど直接皆さまに直接説明をさせていただきたいというふうに考えておりますが、その前にまず、我々事務局の方から皆さまに、皆さまのお手元にお配りをしておりますパンフレット、これに基づきまして特別区設置協定書、すなわち新しい大都市制度の内容について説明をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、最初にお断りしておかなければなりませんが、この特別区設置協定書に記載している内容、例えば住民サービスをこのように充実しますとか、あるいは新しいまちづくりをこのように進めますといった、いわゆる地域の将来計画というような内容のものではありません。

特別区設置協定書は、住民サービスや新しいまちづくりを進める自治体、すなわち役所の仕組み、それをどのようにしていくのか。そういうことを書いているのがこの特別区設置協定書でございます。

具体的には現在の人口270万人の政令市である大阪市を35万人から70万人の5つの特別区とし、皆さまに選ばれた公選の区長、区議会を設けるということ。もう一つは、今まで大阪市と大阪府が両方で担ってまいりました広域行政といわれる分野、これは後ほど説明

しますが、役所の中にそういう仕事の分野がございますが、この広域行政と言われる分野を大阪府に一元化すること、すなわち、自治の仕組みそのものをどのようにしていくのか。つまり、これから皆さまに住民サービスを提供する役所をどのようにしていくのか。こういったことを記載しているのが、この特別区設置協定書でございます。そういう意味では、今までにない初めてのものでもございますし、また、お馴染みのない行政用語もたくさん出てまいります。ご理解をいただくところが本当に難しい部分もあろうかと思いますが、本日は2時間という限られた時間ではございますが、皆さま方の住民投票に際してのご判断の一助となりますように、我々、できる限り分かりやすい説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、壇上からの説明になること、また入場の際に金属探知機での検査など、ご不自由なり、あるいはご不快に思われた方もたくさんおられるかと思いますが、ここで深くお詫びを申し上げますとともに、来たる5月17日の住民投票には必ず投票に行ってくださいようお願いを申し上げます、最初のごあいさつを申し上げます。本日はどうかよろしく申し上げます。

(司会)

それでは、本日の出席者をご紹介します。事務局からの説明者、大阪府市大都市局広域事業再編担当部長の吉村でございます。

(吉村大阪府市大都市局広域事業再編担当部長)

広域事業再編担当部長の吉村と申します。本日はよろしくお願いたします。

(司会)

事務局説明の後に、橋下市長と吉田住吉区長が出席いたします。わたしは本日司会進行を努めさせていただきます大都市制度担当課長の本屋と申します。よろしくお願いたします。

それでは、まず説明パンフレットを使いまして、事務局よりご説明申し上げます。吉村部長、よろしくお願いたします。

(吉村大阪府市大都市局広域事業再編担当部長)

それでは私の方からお手元にお配りしております特別区設置協定書について(説明パンフレット)と書かれました冊子に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、最初の表紙1枚目とさらにもう1枚ページをおめくりいただけますでしょうか。見開きで3ページ、4ページ、「協定書のイメージ」と書かれたページでございます。こちらのページの方から順次ページを繰りながらご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。それでは、座らせていただきます。

まず、見開きのページをご覧ください。このページですけれども、左側のページが「現在」、右側のページが「特別区設置後」というふうに構成をされております。それでは、左側の「現在」のページの方から順に説明をさせていただきます。

左の「現在」のページの方ですけれども、記載させていただいておりますように、国では大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところでございます。

具体的に大阪府で申しますと、一人の市長では 270 万市民の声にきめ細かく対応するのは難しく、それぞれの地域の実情を汲んだ施策展開よりも、市一律の住民サービスが行われております。

また、大阪市と大阪府の両方が広域機能の枠に記載しているような、下の部分、左の下の部分ですけれども、産業・港湾などの事業を、全域に都市化が進んだ狭い府域の中でそれぞれ別々で行っている状況がございます。

これを真ん中から右側の方に記載しておりますように、下の部分ですけれども、産業・港湾などの広域機能を大阪府に移す。これら広域機能を大阪府に一元化することで、大阪トータルの観点から成長、都市の発展などを推し進めていく。

そして、これら広域機能以外の、住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎的自治体として、右の上の方になりますけれども、35 万から 70 万人の 5 つの特別区を新たに作る。

これにより、市長に任命された職員区長ではなく、住民に選ばれた 5 人の区長、区議会のもとで、住民の声をより身近に聞いて、市一律でない地域の実情や住民ニーズに応じたサービス提供を行っていく。

これが、これから説明をいたします協定書のベースとなる基本的な考え方でございます。

それでは、1 枚ページをおめくりいただけますでしょうか。順次、特別区設置協定書の内容等についてご説明をいたします。右側のページをご覧ください。

「特別区とは」の枠組み、上の部分ですけれども、こちらの方ですけれども、「特別区」というのは、市民の皆さんによる選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。

これに対しまして、現在皆さんがお住まいの区は「行政区」といいます。参考のところでございます。こちらは、区長は市長が任命する職員であり、区ごとの議会はありません。また、自ら税を徴収し、予算を編成するなどの権限も持っていません。

その下の「協定書とは」という枠囲いをご覧ください。

特別区設置協定書は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」というのに基づきまして、特別区が設置される日、5 つの特別区の名称と区域、「特別区」が担う仕事と「大阪府」が担う仕事はどうなるかなど、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものでございます。

次にその下段「今後のスケジュール」の枠囲いをご覧ください。

特別区設置の賛否を問う住民投票につきましては、5月17日、日曜日に大阪市民の方を対象に実施されます。

この住民投票で、特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は、平成29年4月に特別区が設置されることとなります。

反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

それでは、またページを1枚おめくりいただけますでしょうか。左の上に、「協定書策定までの背景・経緯」と書いた7ページでございます。「これまでの協議経過」と書かれた下の枠囲いをご覧ください。

平成24年4月から、大阪府と大阪市の条例に基づいて「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」を設置し、国に先駆けて、大阪から、大阪にふさわしい大都市制度について議論を行いました。

その下の赤い波線の「参考」という枠囲いですが、こうした中、平成24年8月には「大都市地域における特別区の設置に関する法律」、いわゆる「大都市法」が制定されたところでございます。

さらにその下の枠囲いをご覧ください。

この「大都市法」の規定に基づき、平成25年2月に「大阪府・大阪市特別区設置協議会」が設置され、23回にわたって議論を行い、平成27年1月に協定書(案)が取りまとめられたところでございます。

その後、2月に総務大臣から協定書(案)について「特段の意見はありません」との回答をいただき、3月には府市両議会において承認されたところでございます。

それでは続いて、「協定書の具体的な内容」についてご説明いたします。右のページの方に移らせていただきます。

上に「特別区の設置の日」と書かれているところでございますが、住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票数の半数を超える場合は、平成29年4月1日に5つの特別区が設置されることとなります。

続いて、「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」についてご説明いたします。まず、特別区の名称につきましては大阪府・大阪市特別区設置協議会におきまして、シンプルで分かりやすい名称ということで、北区、東区、南区、中央区とされたところでございます。なお、湾岸区については、ベイエリア地域としての将来性を考え、湾岸区とされたところでございます。

それぞれの特別区の区域につきましては、特別区設置協議会で、それぞれの区が歩んできた歴史や住民の皆さんの移動・交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさを備えているかなどの観点から、それぞれの地図に色分けしたエリアと決定されたものでございます。

なお、住之江区につきましては、咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の区域は、町会や小中学校区などの住民のつながりを踏まえ、南区となっ

たところでございます。

次に、本庁舎の位置でございますが、特別区設置協議会において住民の皆さんからの近さや交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎、湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建替中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所、中央区は現在の西成区役所となりました。

各特別区議会の議員の定数につきましては、現在の大阪市会の議員数と同じ 86 名を北区が 19 人、湾岸区が 12 人、東区が 19 人、南区が 23 人、中央区が 13 人と割り振る形で決まったところでございます。また、議員報酬につきましては、市条例に規定する報酬額の 3 割減となっております。

最下段の「ひとくちメモ」のところをご覧ください。現在の 24 区役所、及び現在の出張所等はすべて特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うことといたしております。住民の皆さまの利便性が損なわれることはございません。

それでは、ページを 1 枚おめくりください。9 ページで「北区の概要」と書かれておりますページから 13 ページにかけましては、各特別区の概要を記載しております。

それでは、9 ページの「北区の概要」をご説明いたします。現在の大阪市役所が本庁舎、現在の都島・北・淀川・東淀川・福島の各区役所、そして、現在の東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。

また、最下段に記載の主要統計のところをご覧ください。左側の真ん中くらいですけれども、昼夜間人口比が 153% と住んでいる方々より通勤などで通っている方々が多い特性を示しております。また、その上の 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が 69.4% と高い数値になっております。さらに、上段の地図からも、都心へのアクセスも充実。大阪経済の中核を担うビジネス都市としての性格が強い特別区といえます。

右側に移らせていただきます。10 ページ「湾岸区の概要」をご覧ください。現在の港区役所が本庁舎、現在の此花・大正・西淀川の各区役所、そして住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。また、湾岸区は主要統計の工業出荷額、下段の右の方ですけれども、こちらが 1 兆 2,000 億円と 5 区の中でもっとも大きなものとなっております。上段の地図からも、大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っております。こうした工業の集積、高い港湾機能にウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区といえます。

それでは 1 枚ページをおめくりください。11 ページ「東区の概要」でございます。現在建設中の城東区役所が本庁舎、現在の東成、生野、旭、鶴見の各区役所が支所等として残ることになります。

また、主要統計のところをご覧ください。こちら年齢別人口比を見ますと、15 歳未満が 12.7%、65 歳以上が 23.6% とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。あわせて、多くの中小企業が集積した地域でもあり、地域コ

コミュニティに根ざした定住魅力と多くの中小企業の立地という特性をあわせ持った特別区といえます。

右側のページをご覧ください。12 ページ 「南区の概要」と書かれたページでございます。現在の阿倍野区役所が本庁舎、現在の平野、住吉、東住吉、住之江の各区役所、そして現在の東住吉区役所矢田出張所、平野区役所加美出張所などが支所等として残ることになります。

主要な統計の欄をご覧ください。年齢別人口比で見ますと、東区と同様に、15 歳未満が 12.9%、65 歳以上が 24.4%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。あわせて、あべのハルカスをはじめ新しい商業施設や学生が集う大阪市立大学、住吉大社などの歴史ある神社、環濠集落など歴史と新しいものが融合した都市魅力と定住魅力ある特別区といえます。

では、また 1 枚おめくりいただきますでしょうか。13 ページ、 「中央区の概要」でございます。現在の西成区役所が本庁舎、現在の中央、西、天王寺、浪速の各区役所が支所等として残ることになります。

主要統計の欄をご覧ください。商業販売額、右側の中ほどですけれども、こちらが 18 兆 8,000 億円と 5 区の中では最も高く、国内の都市の中でも有数の金額を誇っています。また昼夜間人口比が 237%と極めて高く、さらに高等学校、大学などの教育機関が多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス、商業が盛んな特別区といえます。

最初に「協定書のイメージ」でご説明しましたように、こうした各区それぞれの特性を踏まえて、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを 5 人の区長、区議会のもとで提供していくことになるものでございます。

それでは右側のページ、14 ページ 「町の名称」をご覧ください。町の名称につきましては、現在の行政区の名称は地域の歴史や文化を踏まえ、長年使用されてきたもので、特別区の町名を定めるにあたっては、原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間には現在の行政区名を挿入することを考えております。

こちら住吉区があります南区で申しますと、例えばですけれども、平野区瓜破を南区平野瓜破、阿倍野区文の里を南区阿倍野文の里、住吉区长居を南区住吉長居などとすることを考えております。

最下段の「ひとくちメモ」の枠囲いのところをご覧くださいいたしたいんですけれども、特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、市民の皆さんのご意見をお聞きして決定してまいります。

では、1 枚ページをおめくりください。15 ページ 「特別区と大阪府の事務分担」と書かれたページでございます。ここでは、特別区と大阪府が行う事務、これからは「仕事」といいますが、の役割分担を示しております。

この仕事の役割分担が特別区のしくみづくりの根本となるものでございます。仕事に応じて後ほど説明する職員体制、つまり人をどうするのか。特別区と大阪府でどのように税

源、つまりお金を配分し、調整するのかなどが決められているということでございます。

では、オレンジ色の枠囲みのところ、「基本的な考え方」をご覧ください。現在、大阪市は保育や保健所、小中学校などの住民に身近な仕事と併せて広域交通基盤の整備や、成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っていきます。この広域的な仕事の部分について、大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われております。これを広域的な仕事を大阪府に一元化して、国で議論がなされているいわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などに関わる仕事を行うことにいたします。

そして、特別区では選挙に選ばれた区長、区議会のもと、先ほどご説明しましたそれぞれの区の特徴などに応じて住民に身近なサービスが提供されることとなります。

大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて役割分担を明確化するというところでございます。これまで、大阪市が大阪府と同様に担ってきた交通基盤整備などの広域的な仕事は大阪府で担うこととなります。したがって、特別区では住民に身近なサービスを担うこととなります。大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。

その下の枠囲いをご覧ください。現在、大阪市が行っている仕事は、大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪市の仕事の引き継ぎにあたっては、現在の大阪市のサービス水準は維持されることとなっております。つまり、現在大阪市が行っている仕事の担い手が大阪府と特別区に代わりますが、引き継ぎにあたって現在の大阪市のサービス水準は変わりません。

それでは1枚ページをおめくりください。左側のページ「職員の移管（特別区の職員体制）」と書かれた17ページでございます。

ここでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方を示しております。

オレンジ色の枠囲い「基本的な考え方」をご覧ください。特別区と大阪府は、先ほど説明しました仕事の役割分担に基づき、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう最適な職員体制を整備します。

中段以下の「職員の移管（イメージ）」をご覧ください。平成29年の特別区設置直前の職員数は市と府をあわせた概数で左下に記載のとおり、7万7,100人と見込んでおります。その右の記載ですが、特別区設置当初には特別区、一部事務組合、大阪府の合計で7万7,300人に増える見込みです。これは、現在の大阪市の職員構成において技能労務職員が非常に多くっており、特別区の職員体制を整備するにあたり、技能労務職員以外の事務職員等を増員する必要があると見込んでいるものでございます。その後、行政改革などにより、職員の効率化を進め、同じく概数で一番右ですけれども、7万5,600人になると見込んでおります。

右側のページ、18ページに移ります。「特別区の行政組織（イメージ）」と書かれたページでございます。こちらのほうをご覧ください。こちらに書かれておりますイメージでございますが、組織の名称はあくまでイメージであり、仮称でございますが、5つの特別区においては、選挙で選ばれた区長のもと、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が

整備され、地域の実情に応じ独立した自治体運営がなされることとなります。

また、下の部分ですけれども、右側の下の部分をご説明しますと、これまでの区役所などで担っていた住民サービスの窓口は、特別区になっても現在の 24 区役所や現在の出張所等で引き続き行いますので、住民の皆さんの利便性が損なわれるということはありません。

では、また 1 枚ページをおめくりください。19 ページ、左上に「税源の配分・財政の調整」と書かれたページでございます。最初の枠囲いのところをご説明いたします。

税源の配分といいますのは、税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることでございます。財政の調整とは、先ほどご説明しました仕事の役割分担に応じて、それぞれがきちりサービスを提供できるよう必要な財源、これからは「お金」といいますが、を特別区と大阪府に分けることです。併せて、各特別区に配るときには、特別区ごとで収入に大きな差ができないように調整することでございます。

その下のオレンジ色の枠囲い「基本的な考え方」をご覧ください。財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにいたします。これにより、お金の面からもサービス水準が維持されます。併せて大阪府には大阪市から仕事に移る大阪城公園のような大規模公園や広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分いたします。これはあくまで、市から府に移される仕事に必要なお金が配分されるということであり、大阪市から大阪府にお金だけ移ることはありません。

その下の枠囲いをご覧ください。これら特別区と大阪府に配分するお金は、大阪府の特別会計で管理し、その配分割合は、特別区設置後 3 年間は毎年、その後は概ね 3 年ごとに大阪府・特別区協議会（仮称）で検証いたします。その際に大阪府が受け取るお金については、大阪市から移される仕事に使われているかを検証いたします。

その下「特別区の財源（イメージ）」の部分をご覧ください。皆さんから納めていただく税金につきましては、大阪市から大阪府に移した仕事に使用されるものを除き、特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表にしたものでございます。

では、1 ページおめくりください。21 ページ「大阪市の財産の取扱い」と書かれたページでございます。ここでは、市民の皆さんが日頃から利用している施設をはじめ、現在大阪市が持っている株式など、様々な財産が特別区に引き継がれるのか、大阪府に引き継がれるのかを記載をしております。

オレンジ色の枠囲い「基本的な考え方」をご覧ください。まず、学校や公園など住民サービスを進めるうえで必要な財産は、先ほど説明しました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じて、それぞれ引き継がれることとなります。これまで大阪市が提供してきたサービスを、これからは特別区と大阪府が提供していくこととなります。サービスの提供者が代わるだけで、市民の皆さんが日頃から利用している施設が使えなくなることはありません。これまでどおり使えます。

次に、株式や大阪市が様々な目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などにつ

いては、大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除き、特別区に承継されることになります。

では、また1ページおめくりいただけますでしょうか。「大阪市の債務の取扱い」、23ページになります。ここでは大阪府がお金を支払う義務、つまり債務をどうするのかを記載しております。債務の主なものは大阪市債、いわゆる借金ですが、オレンジ色の枠囲いです。「基本的な考え方」に記載しておりますように、大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じて、大阪府と特別区が負担いたします。大阪府と特別区の負担額は、先ほどご説明いたしました財政調整などによって必要な財源が確保されます。これにより、これまでの債務は確実に返済されます。

右側のページに移ります。「一部事務組合、機関等の共同設置」、24ページでございます。上段枠囲いがございますが、「一部事務組合、機関等の共同設置」とは5つの特別区が連携して、効果的、効率的に仕事を行う仕組みのことでございます。

一部事務組合につきましては、5つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものです。こうした仕組みを使って、大阪府内でも31の一部事務組合が様々な仕事を行っており、長年にわたって安定的に運営されてきています。今回5つの特別区が一緒になって作る一部事務組合で行う仕事は、平成30年に都道府県に移す関係法案が国会で議論されている国民健康保険事業や、1つに集約して処理する方が効率的なコンピューターシステム、そして中央体育館の管理などです。あくまで特別区が担う仕事は各特別区において行うことが原則であり、一部事務組合で行う仕事は、特別区の全ての仕事のうち約7%でございます。

では、1ページおめくりください。「大阪府・特別区協議会（仮称）」、25ページでございます。大阪府・特別区協議会と申しますのは、大阪府と特別区が、特別区において必要な住民サービスを提供できるよう話し合う場でございます。

中段の「大阪府・特別区協議会（仮称）のすがた」というところをご覧ください。東京にも同様の協議会がございますが、メンバーは東京都知事、副知事、都職員に23区長の中から選ばれました8人の区長となっております。これを大阪では大阪府知事と5つの特別区の全ての区長を基本メンバーといたします。

そして、これまで説明してきました特別区の仕事に必要なお金の確保・配分や大阪府が引き継ぐ財産について大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱うかなど、特別区にとって大事なことについて話し合っていくことといたしております。それから併せてこれも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため、有識者などで構成する第三者機関を設けることといたしております。

右側のページに移らしていただきます。「各特別区の長期財政推計（粗い試算）」、26ページになります。上段のオレンジ色の枠囲い、推計の目的、位置づけ、まとめのところをご覧ください。この財政推計は現在の大阪市のサービスを前提に特別区を設置した場合に、5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものでご

ざいます。この推計は税収の伸び率など、一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算でございますことから、それぞれの数値につきましては相当の幅を持って見ていただく必要がありますが、推計結果からは特別区の財政運営は充分可能ということになっております。

その下の枠囲みに記載しておりますが、特別区全体を合わせた推計は下のグラフにあるとおりでございます。財源活用可能額、これは使うことができるお金の額という意味でございますが、それが徐々に拡大して、平成 45 年度には約 292 億円、平成 29 年度から 45 年度までの累計では約 2,762 億円となる見込みでございます。この財源活用可能額を利用して、各特別区は今までの仕事を拡充したり、サービス水準を良くしたり、住民の皆さんが必要としている新しいサービスを行うことができます。

1 枚ページをおめくりいただけますでしょうか。次の 27 ページ(1)北区と書いておりますページからさらに 1 枚ページをおめくりください 29 ページ、左上に(5)中央区と書いてあるページまでは 5 つの特別区それぞれの財政推計を示しておりますので、後ほどご覧いただけますようよろしくお願いいたします。

さらに 1 ページおめくりください。31 ページ、32 ページと両方のページですけれども、左上に「みなさんからよくある質問にお答えします」と書かれているページでございます。こちらの方は皆さんからよくある質問とそれに対するお答えを載せております。

例えば問 1 ですと、「特別区になっても住民サービスは維持されるの?」、問 2 ですと、「これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの?」など 8 項目を挙げております。こういった質問に対してそれぞれ回答を記載しておりますので、後ほどこちらの方もご覧ください。私からのご説明は以上でございます。

(司会)

ここで、市長と住吉区長が到着いたしましたのでご紹介します。橋下大阪市長です。吉田住吉区長です。それでは、市長よりスライドを使いまして協定書の内容等についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

(橋下市長)

皆さん、本当にこのようにお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。また、日頃より大阪市政にご協力をいただきましてありがとうございます。今日は特別区設置、いわゆる大阪都構想について、以後大阪都構想というふうに言わせてもらいますが、この内容について説明をさせていただきたいと思っております。着席をさせていただきます。

まず、冒頭に、ちょっと皆さんにお伝えしたいことがあります。今回のこの説明会、僕の話し方が一方的ではないかとか、いろいろなところでいろいろ言われているところがありますので、一方的にならないように、また、間違いについてはその場で正してもらうために、いわゆる大阪都構想について反対している自民党・民主党・公明党・共産党の各議員の皆さんには、「この場で出席して問題点を指摘してくださいよと、また議論しましょう

よ」ということを伝えたのですが、拒否をされたというところをお伝えしておきます。ですから、本当は自民党・民主党・公明党・共産党の皆さんと議論をしたかったですけれども、皆さんの前で。ちょっとそれを断られたという経緯があることをお伝えしておきます。

それと今日の説明会は、大阪市長として説明をします。僕自身は大阪都構想というものを掲げて選挙を通じて市長になり、その後市議会、府議会、いろいろな政治活動で議会で多数を取りながら、それで最終的にこの大阪都構想、この協定書については府議会、市議会で賛成多数を取る、その前には国のきちんとチェックを受けて、府議会、市議会で賛成多数となり、今現在いわゆる大阪都構想は大阪市の方針になっております。そこで市長として説明をしますが、ただ、その提案理由、提案者は橋下徹大阪市長なのです。橋下徹。提案者と今日の説明者が同じですから、表現の仕方で皆さん混同されるかも知りませんが、市長という立場とそれから提案者という立場、それを兼ね備えているというところもありますので、以後、僕がとかいう主語、僕がとかいうふうに言ってもこれはあくまでも市長の発言、市長としての発言、また提案者の考え方を、また、これ、僕が話しますけれども、それは市長という立場が市長という橋下徹、僕が提案者の橋下徹の考え方を言っていると。

複雑なのですけれども、市長という仕事は個人とはまた別の仕事ですので、1つの公職ですから、市長という仕事とそれからまた提案者である橋下徹、これもまた別の人間なのですけれども。

ちょっとここは一人の人間になっていますので、皆さんごちゃごちゃになるかも知りませんが、あくまでも今日は市長としての説明だということをご理解いただきたいと思っております。

説明内容に入る前に、ちょっと皆さんにお聞きしたいことがあります。僕のこれからの説明も含めていろいろと考えないといけないので、正直にお聞かせ願いたいのですけれども、大都市局の先ほどの説明で、もう十分分かったという方はどのぐらいいらっしゃいます？ 正直で、お気遣いなく。だいたい分かったという方はどれぐらいでしょうか。よう分からなかったわ、まだよう分からんわという人。そうですか。さっぱり分からんわという人。どうぞ、どうぞ。分かりました。すいません。では、説明をさせていただきます。

まず、この大阪都構想。こちらは解決策なのです、これは。解決策なのです。何を解決するのか、何を解決するためにこんな大阪都構想というものを提案したのかと、ここを皆さんに理解していただかないと、この解決策が本当にこれいいのかどうかと分かりません。これだけ話を聞いてもよく分からない。一体これで何を解決しようとしているのか。そして、その解決しようとしている事柄を皆さんに聞いていただいて、なるほどねと。そこは分かるけれども、でも、この方法までは、今回提案したこのいわゆる大阪都構想という方法まではやらなくてもいいのかなあという考えに皆さんなるのかも分かりません。ですから、一体この大阪都構想というもので何を解決しようとしているのか。そこをまず提

案者の考え方を皆さんに説明をさせていただきたいと思います。

いわゆる大阪都構想で何を解決するかといいますと、この大阪における問題。大阪において重大な問題があると。それを解決しなければいけない。そしてその大阪においての問題とは何かということなのですけれども、これは大阪府庁、大阪市役所の仕事の整理ができていない。仕事の整理ができていない。大阪府庁という役所と大阪市役所という役所、役割分担が全然できていない。このことによって市民、府民の皆さんにもすごいマイナスの影響を与えている。だから、大阪府庁と大阪市役所を一から作り直して仕事の整理としてその役割分担をきちんとやって、本当に大阪のために一生懸命働く、市民、府民のために一生懸命働く役所に作り直そうというのが、このいわゆる大阪都構想の提案理由なのです。

ですから、この今日大阪都構想の中身を聞いていただいて、大都市局の説明を聞いていただいて、「住吉に鉄道が引かれるのかなあ、路面電車はどうなるのかなあ。そんな話は全然なかったなあ」そんなふうに感じた方もいらっしゃるかも知れませんが、いわゆるこの大阪都構想というのは何か皆さんに対して「あれをやります、これをやりますよ」というような話ではないのです。役所を作り直しましょうと。今の大阪府庁、大阪市役所のままだと大阪のためにならない。大阪市民、大阪府民のためにならないから、大阪市民、大阪府民のためになるような、大阪のためになるような、そんな新しい役所を作りましょうというのがこの大阪都構想の提案理由です。これは僕が知事と市長という仕事をやってきた経験から、そういう問題意識を持って、そして提案者として今回いわゆる大阪都構想というものを提案しました。

では、大阪府庁と大阪市役所、仕事の整理ができていない。そのことによってどのようなマイナスがあるのか。市民、府民の皆さんにどのようなマイナスを与えているのか。大阪にとってどのようなマイナスがあるのか、ちょっと説明をさせていただきます。

まず、二重行政です。これは皆さん、言葉はよく聞いたことがあると思いますけれども。大阪府庁と大阪市役所、仕事の整理ができていないので、結局仕事が二重になっています。同じような仕事を両方の役所がやっている。「二重にやるのはもういいのではないの。二重になることは無駄ではないの。二重になることで大阪にとってはマイナスになっているのではないの」というのが、提案者である僕の問題意識です。

これは歴史的な経緯から大阪府と大阪市が同じような仕事をやってきたというところがあるのですが、これまではこういうやり方が良かった面もあったのかも分かりません。しかし、これからの時代も同じように、これらの仕事を大阪府庁、大阪市役所がそれぞれバラバラでやるのが本当に大阪のためになるのかということなのです。提案者としては、これはもう、2つの仕事は1つにまとめるべきだというふうに考えましょう。そういうふうに認識しましょう。これは大阪府知事、大阪市長の経験からです。

これは何も2つあるものを1つにまとめるというのは、1つを削ってしまう、1つをなくしてしまうという意味ではありません。二重行政の問題というのはいちと誤解があ

るのですけれども、例えばこの大学だったら、二重行政をやめるといったらどちらかの大学を潰してしまうのかというふうに誤解がありますが、違います。2つのこういう施設とか、2つの研究所、こういうものはもう一体として運営していきましょうよというのが二重行政をやめましょうという考え方なのです。

その理由は、こういう2つの組織を1つにまとめますと、重なっている部門、そういうところが削減できますから、経理部門とか、それから総務部門とか、そういうことで重なっているところを削っていただけますので、経費削減につながります。

この大学の方で、その経理部門とか総務部門、そういうものが重なっているところが削減できるので、経費の削減になるでしょうというのがまず第1点。

それから、経費削減ということだけではないのです。二重行政をやめましょうというのは、この2つのこういう大学とかを1つにまとめた方が、よりこれからの大阪のためになるのではないかと。提案者の問題意識としてこっちの方が大きいです。

どういふことかといいますと、例えば大学。皆さんのお近くにある市立大学、府立大学、中途半端にこんな規模でこれからも2つの大学でやっていった方がいいのか。1つにまとめた方がいいか。それは皆さん、1つにこの大学がまとまると神戸大学以上の規模になるのです。規模としては、神戸大学。これは相当大きな大学になります。今、大学は、国内も国外も非常に競争が激しいです。国内だけではありません。国外の大学ともすごく競争が激しい。良い学生を呼んでこないといけない、良い教授を呼んでこないといけない。もう中国の大学、韓国の大学、すごくどんどんどんどん頑張っています。そういう時代において、こうですよ、これからの時代を見据えていただいて、大学が競争力を持つためには、もうこんな府立大学、市立大学は1つにまとまって、神戸大学くらいの規模で、総合大学として、強力な大阪の大学として頑張ってもらった方が大阪のためになるのではないかと。強い大学がそのまちにあるということは重要なのです。良い学生が来る、良い教授が来る、いろいろな知的活動というものが集まってくるというのは大都市の発展にすごく貢献するのです。だから、強力な大学をとにかくまちに誘致しようという、全国にいろいろなまちが自分のところに大学が来てくれ、来てくれというのはそういうことなのです。非常にまちの発展にこれは貢献してくれるのです。それを考えたときに、府立大学と市立大学というのはもうまとめてしまって、強力な大学にした方が、これから大阪のためになるのではないのかというのが提案者としての1つの問題意識です。

これは府立大学と市立大学で、例えばこれでいわゆる大阪都構想が実現するとどうなるかということ、大阪府、名前がこれは法律改正で名前が変わるので、大阪都になるのですが。法律改正で大阪都になります。以後、大阪都というふうに言わせてもらいますが、府立大学や市立大学が1つにまとまって都立大学になるのです。大阪都立大学に。そちらの方がよほど今よりも競争力のある大学になるのではないかとというふうに考えているわけです。

病院もそうです。こちらも非常に素晴らしい病院。市立病院というのは、特に都島区にあります総合医療センター、素晴らしい病院です。府立病院は今、大阪城の前に建て替え

をやっています、成人病センター。これもすごい病院です。2つあわせて都立病院にした方が大阪のためになる。大阪府民全体のためになるのではないかと。こういうのを1つにまとめた方がいいのではないかとというのが提案者としての考え方です。

港もそうです。港も大阪港は今、大阪市役所がやっています。これは南港咲洲ですね。WTC とかが建っている南港咲洲。そしてその南側の堺泉北港というところは大阪府がやっているのです。

そんなのバラバラでやる必要ないやんか。1つにまとめて運営したらいいやんか。強力な大阪の港になります。もっと言えば、関西向け、関西の強力な港というふうになるのではないのでしょうか。この港は。一本化、1つの港になれば。何も役所がバラバラでやる必要はない。

これら研究所もそうです。こちらも府立の公衆衛生研究所と市立の環境科学研究所。新型インフルエンザ対策です。新型インフルエンザ対策なんていうのは、大阪府と大阪市で分かれてやるものではないでしょうと。感染症なんていうのは大阪に上陸したらあっという間に大阪全体に広がるわけですから。そうであれば、大阪全体の大阪府全体の安全を守るために、もうこの研究所を1つにまとめた方がいいのではないのと。都立研究所にした方がいいのではないのと。下の産業技術総合研究所と市立工業研究所は中小企業の支援をする研究所です。これも大阪府と大阪市がバラバラでやるのではなくて、これからの時代は1つにまとまって都立の研究所になった方が、大阪府全体の中小企業の強力なサポート研究機関になるのではないの。非常に素晴らしい研究所なのですからね。

結局、大阪府・大阪市ってこれからもずっと分けてやっていきますかということ。1つになった方が大阪全体の発展のためになるのではないですか。そして、経費の削減にもなるのではないですか。これがこの二重行政をやめようという提案者であるこの問題意識です。今後の大阪を考えたとき、こんなものは全部1つにまとめてしまった方がいい。何も1つを全部潰すというわけではないのです。まとめて運営していきましょうということなのです。そこを皆さんがどう考えられるかです。

東京はもう全部今、1つにまとまっています。都立病院、都立大学、首都大学東京、都営の港、東京都がやっている港、都立研究所、すごい企画が1つにまとまって、ものすごく強力な研究所、ものすごく強力な港、そういうものになっています。中途半端に2つに分かれているのではなくて、1つにまとめた方が大阪のためになるでしょうというのがまずこの二重行政をやめましょうという問題意識の1つです。

そして、もう1つが大阪に対する、今、大阪府庁と大阪市役所で仕事の役割分担ができていないことで、大阪に対してのマイナスの影響。これは本当、僕何とかしないとイケないというものすごく強い思いを持っているところなのです。これは大阪市役所の事業の失敗例です。失敗例。よく金額を見てください。すごい金額ですね。1,200億円、1,500億円、478億円、440億円、1,027億円、これは損失が出た場合には、全部皆さんの負担になります。全部負担になります。もう負担になっているところもたくさんあります。

例えば、オーク 200。これは港区弁天町の駅前にホテルを建てました。レジャープールの付いたホテルです。1,027 億円の事業、失敗しました。先日、銀行から損害賠償請求を大阪市役所、訴えられまして、裁判の結論出ました。結論は 650 億円支払えです。650 億円。650 億円。10 年で 650 億円です。1 年で 65 億円ずつ払っていきます。銀行に払っていきま
すから、皆さんのためには何もなりません。皆さんの税金でこれから 1 年 65 億円、650 億
円払い続けるのです。こんなことを聞いて皆さんがどう思われるかということです。オス
カードリーム。これは住之江に建てた商業施設の上にホテルがついたそういう不動産です。
事業費 225 億円。これも失敗しました。先日民間企業に売りました。売却金額 13 億円です。
また銀行から訴えられました。損害賠償請求、結論 285 億円支払う。交通局から一括で支
払いました。

僕はこういうのを見て、二度とこんなことはもうやらせないように役所を作り変えない
といけなと。こんな過去の失敗があって、これ大阪都構想に反対する人たちは「役所の
問題ではない。これは過去の単に失敗なんだ」と言うんですけれども、過去失敗したのだ
ったら、将来だってあるのではないかと、というのが提案者としての問題意識です。知事を
やり、市長をやった問題意識としては、過去失敗したから...、で放っという、二度とない
ということ信用するのか。それともこういうことは二度とさせないということで役所を
作り直すのか。

だから、僕は提案者としては、役所を作り直して、こういう失敗をもうさせないように
してやろうというふうに考えて提案したのがこの大阪都構想です。

そして、大阪府庁。実は皆さんが大阪市民でもあり、大阪府民でもありますから、大阪
市役所のことばかり考えていたらダメなのです。ちょっと大阪都構想を反対する人たちは
「大阪市、大阪市」と言って、大阪市のことばかり言う人が多いのですけれども、皆
さんは大阪市民でもあり、大阪府民でもあります。僕は知事もやって市長も今やっていま
すので、結局、大阪府庁と大阪市役所がトータルで良くなると。両方の役所が良くな
らなと大阪のためにならなというのが提案者としての問題意識です。両方の役所が良
くならなといけな。市民の皆さんは市民の前に府民でもあるので。

そこで、大阪府庁のほうもこれを見てもらいたのですけれども、見てください。この金
額。さっき大阪市役所の失敗の額と変わらないのです。こんな大阪府庁と大阪市役所をそ
のまま続けていくのですか、それとも一から作り直しますか、というところ、今回の
議論は。さっきの二重行政とか、こういういろいろな事業の失敗。こういうものは皆さん
に全部のしかかってきます。市民であり府民でもありますから、両方皆さんの負担になり
ます。

それからこのグラフです。一番右のこの 2 つのグラフを見てもらいたいのですが。特に
まず左の方。これは大阪市民の皆さん 1 人が大阪府庁、大阪市役所に、役所に負担させら
れている額です。負担させられている。役所に負担させられている。こちらは東京都民 1
人が東京都庁と特別区役所に負担させられている額。役所に負担させられている額です。

市民1人が。実に大阪市民は東京都民の3倍以上の負担をさせられています。額はいろいろ東京の規模とかいろいろありますから、そこはいろいろあるにしても、問題はここなのです。割合を見てください。色のついている方が大阪府。このねずみ色の部分が大阪市分。あまりにも大きな負担をしているでしょう。これが、今回の提案者としての問題意識。大阪府庁と大阪市役所、全然仕事の整理ついていないじゃないか。役割分担ができていないのかと。お互いに大きな負担をして、それぞれが好き勝手に仕事をやって、結局市民にダブルで負担を負わしているではないかというのが知事と市長であった、提案者としての問題意識なのです。これが本当に一番最悪だなあと。

と言いますのも、大阪府庁、大阪市役所、職員は一生懸命仕事はするのですが、組織は別々ですから。トータルで誰かがちゃんとマネージメントをしているかといったら、していないのです。大阪府庁と大阪市役所、それぞれ自分の思うとおりの仕事をやっていく。自分たちが思ったとおりの仕事をやっていく。別の組織ですから。でも、皆さんにとっては市民でもあり府民でもあって、この役所がちゃんとうまいこと仕事をやってくれないと、本当皆さんにとってマイナスなのです。こんな好き勝手にやられたら。僕は知事と市長をやったので両方の組織を見ているから。両方の組織を。これ、全然2つの組織で役割分担の話が何もできていないなあと。良かれと思ったことを一生懸命真面目にやるわけです、2つの役所が。そして、結局こんなふうになってしまう。これを将来も続けますかということです。子どもたちや孫たちの時代の世代も、こういう大阪府庁と大阪市役所の関係が続けますか。これからの時代。提案者としてはそれは違うと思う。もう役割分担をちゃんとやろうよと、これからの時代。

東京を見てください。できています。この色のついた方が東京都庁の負担。灰色の部分が特別区役所の負担。まさに今回、大阪都構想で目指そうとしている特別区というものがこの東京の特別区と同じなのですけれども。これは大きい負担は東京都庁。あまり負担をしないのは特別区役所。こういう役割分担がしっかりできているのです。大阪もそういう役所の姿を今後目指していきましょうというのが大阪都構想です。

では、どうやってこういう姿を目指していくのか。ここが大阪都構想、さっき大都市局が説明したところではあるのですが。15ページ、16ページのところでなのですが、プロジェクターの方をご覧ください。15ページです。

大阪市役所と大阪府庁の仕事の整理ができていませんよ。役割分担ができていませんよということを冒頭でお話をしました。まさにこういうことなのです。黄色いところが今の大阪市役所です。水色の部分が大阪府庁です。どこが仕事の整理ができていないかというところ、ここです。広域的な仕事というところ。ここが仕事の整理ができておりません。広域的な仕事というのは、大阪府民全体に影響する仕事です。住民に身近な事務というのは、通常の市役所の仕事。皆さんがイメージする通常の市役所の仕事だと思ってください。大阪市役所は通常の市役所でやる仕事と同時に、大阪府民全体に影響する仕事もやっている。これは歴史的な経緯でこうなっているのですけれども。仕事の整理ができていない。今ま

ではこれで良かったのかも分からないけれども、今後はやっぱり仕事を整理しましょうというのが大阪都構想の提案です。

どう整理するか。この大阪全体に影響する仕事をそれぞれの大阪市役所で大阪府庁がそれぞれやっているから二重行政になってしまった。港、病院、大学、研究所。それをもう二重にしないようにするためには、大阪市役所がやっている大阪全体に影響する仕事は、全部大阪府庁の方に渡してしまうのです。大阪市役所と大阪府庁がそれぞれやるのではなくて、大阪市役所がこれまでやってきた大阪全体に影響する仕事は、全部大阪府庁に渡してしまう。大阪府庁で全部一本化してやってよ。そして、その新しい大阪府が全て大阪府全体の仕事をやる。そういう役所に作り変えるわけです。これ、名前が、法律改正後変われば、大阪都になるのですけれども。だから、今まで大阪市、大阪府がそれぞれ大阪全体に影響する仕事をやっていたものを、全部大阪府庁の方に、大阪全体に影響する仕事は全部特化してしまうと。そうしたら二重ではなくなる。当たり前のお話なのですけれども。だからその法律改正で名前が変われば大阪都になる。以後、大阪都と言いますけれども。そういうことで二重行政をなくそうということなのです。

これは、東京ですで行われております。今から 72 年前。1943 年。それまで東京も東京府と東京市だったのです。そして、二重になっていた。大阪と同じように、東京府と東京市。二重はよくないということで、東京府と東京市を合わせて東京都に一本化しました。それで、東京では二重行政という言葉は聞かれなくなりました。それと同じような形で仕事を大阪市が大阪全体に影響する仕事は全部大阪府の方に全部移してしまう。これでもう二重行政をなくしましょう。そして、大阪市がこの大阪全体に影響する仕事、これを全部大阪府の方に移しますから、そうなる大阪市の仕事はもう通常の市役所の仕事に集中することになるわけです。大阪市は、通常の市役所の仕事に。

この大阪全体に影響する仕事というのは、やっぱり港とか大学とか鉄道の仕事とかそういうことですから、大きな負担になるわけです。大きな負担に。そして、通常の市役所の仕事というのは、医療も福祉教育も皆さんの日常生活のサポートをしていく仕事。それから、その地域のまちの活性化の仕事。何も大阪全体の高速道路とか、大阪全体の鉄道とかそんな話ではなくて、地域の仕事になりますから、大きな負担はしません、通常の市役所の仕事は。このように役所を作り変えることによって二重行政をなくし、もうこれまでの大阪市役所が大きな負担をやっていたものを通常の市役所の仕事に集中させることによって大きな負担はさせないようにする。このように役所を作り直しましょうというのが大阪都構想です。

大阪市の周辺の市町村を見てもらいたいのですが、負担部分なのですけれども。これはこちらが大阪府とさっき言いました。これは大阪市の皆さんが役所に負担させられている負担額です。この色のついたものが大阪府。このねずみ色が大阪市。大阪市の周辺の市町村はどうなっているか。こちらです。堺も門真も守口も東大阪も松原もみんな大阪府民ですから、大阪府の負担はみんな一緒です。どの市民もみんな同じ府民なわけですから、大

阪府の負担はみんなどの市民にも一人あたり同じ額だけ負担させられている。問題はこのねずみ色のところ。いかに大阪市の、大阪市役所の負担が大きい。周りの市町村と比べてみてください。

堺、門真、守口、東大阪、松原、八尾、大東、みんな 30 万円台。そしてこの吹田に至っては 10 万円台。市役所の仕事というのは結局これぐらいの負担にしか実はならないものなのです。皆さんの日常生活をサポートする仕事ですから。何か巨大なものを作るわけではないですから。

2 ページ。大阪市役所というものは、こういうことをいろいろやってきた結果、全部市民の皆さんに乗っかってきている。それが大きな負担になっている。もうそういうことはやめさせよう。もう市役所の通常の仕事に集中させようというのが大阪都構想。これによって、皆さんの負担を さっきの 4 ページ、東京都のように、大きな負担は東京都庁、特別区はそんなに負担を負わない。このように、大きな負担はこれから大阪都庁が大きな負担をし、特別区はそんな負担をしない。こんな役所の役割分担を目指していこうという考えから大阪都構想を提案しました。これが提案理由の 1 つ目。大阪府庁と大阪市役所の役割分担をきちっとやって二重行政をなくしていく。皆さんの負担を軽くする。税金の無駄遣いをもうやめさせる。そういう目的のために大阪都構想というものを提案しました。

提案理由の 2 つ目は大阪の発展を考えてのことです。大阪の発展ということを考えたときに、これは知事の経験として大阪府全体の発展を目指さないといけない。そういう認識に至りました。もう大阪市内のことばかり考えていたらダメ。大阪の発展というのは、これからの時代は大阪府全体の発展を考えないといけない。そのときに大阪府全体を強力に引っ張る、大阪府全体の発展を強力に実現していく大阪都庁というものの必要性を、この大阪府庁の経験で感じたわけです。

それはどういうことかといいますと、例えば高速道路。これは東京なんですけれども、高速道路です。大都市の発展というのは、皆さん、やはり都市が便利にならないと人も企業も集まってきません。何で大都市に人や企業がどんどん集まってくるかといえば、便利だからです。東京を見てください。これは高速道路なんですけれども、この間中央環状線というものが開通しました。全線開通しました。この赤い部分、中央環状の品川線が開通して全線開通、輪っかになっているのです。めちゃくちゃ便利になりました。新宿から羽田空港まで、今まで車で 40 分かかっていたところが 20 分で行けるようになりました。めちゃくちゃ便利です。池袋、新宿、渋谷、東京のど真ん中を通っているわけです、高速道路が。どこを通っているのだと思ったら、地下を通しているのです。地面の下を車がビュンビュン走っているわけです。これで新宿から羽田空港まで車で 20 分です。本当に便利になっています。

でも、こんな話を皆さん、40 年前の計画が今、やっと実現したのです。40 年前の計画が、40 年かかったのです。東京はさっき言いましたけれども、東京府と東京市が 1 つになっていますから。東京都庁になっていますから。東京都庁は東京の全体のことを考えて、ガン

ガン計画を進めても40年かかってやっとこれは実現したわけです。東京都庁が頑張っ

こちらは大阪です。大阪も大阪全体の発展のために、高速道路を外側の輪っかをつくらうと頑張っていました。ところが、この赤色の部分がどうしても計画がまとまらない。つながらない。環状線というのは全部つながって意味があるのですけれども、この赤い部分がどうしても話がまとまらない。右側は大阪府の担当、左側は大阪市の担当なのです。話がずっとつかなかったんです。何十年も。僕は大阪府長のときに、当時の大阪市長に何とか進めましょうよ、とずっと3年8ヶ月、僕が知事の期間にずっとお願いしていたのですが、当時の大阪市長はうんと言ってくれませんでした。それはいろいろな理由があるのでしょう。でも、大阪全体の発展のためには、絶対にここが必要だというふうに思いまして、それで松井知事と今回いろいろ話をして、僕と松井知事は考え方が同じですから、大阪全体の発展のために絶対これは必要だよ、やろうねということで今話を進めて、なんとか今年度中に、27年度中に計画はまとまる予定ですが、実現できるのは30年後とか35年後ぐらいになりますか。

そんなスピード感でいいのですかというのが、これは提案者の問題意識なのです。大阪の発展ということを考えたときにこんなスピード感でいいのかとか。これ、今、こちらが大阪府でこちらが大阪市の担当と言いました。大阪市が何で反対しているのかというと、こんな高速道路をつくっても大阪市民のためにあまりならないと。使うのは大阪市民以外がほとんど使うのではない。神戸の人たちがここを通過して京都へ行ったり、京都の人たちがここを通過して神戸へ行ったり。また、枚方、交野市民、寝屋川市民、大東市民、そういう人たちがここを使うのではない。奈良の人がここを使ってまた神戸に行ったり。この大阪市民というよりも、大阪府民、関西全体が使う高速道路ではないのというようなことも一つの理由で、当時の大阪市長がうんと言ってくれなかったのです。

だから皆さん、経済の発展を考えたときに、大阪の経済という、大阪の発展ということ考えたときに、大阪市内だけを見ていいのかということです。この知事もやった経験からすると違くと、これから大阪の発展ということ考えたときには、大阪府全体を見なければいけないだろうというふうに考えたわけなのです。これはなぜかと言いますと、事業所。これは大阪府の地図で、これは経済活動の範囲を示しています。赤色のところが大阪市内。青色のところが経済活動の範囲だと考えてください。見てください。大阪の経済活動というのは大阪市内を越えて大阪府全体に広がっているのです。でも、こんな状況になっても、まだ大阪市内のことだけを考えて、大阪の発展ということを目指すことができずかということです。

次の紫のところ、これは人の移動の範囲を示している図です。大阪市内だけで人の移動が止まっているわけではありません。もう大阪府全体に人の移動が広がっているわけです。こんな大阪の状況にあって、かつて大正時代は大阪の人口のうち7割が大阪市内に集中していた。大阪市内だけで経済がある意味完結していたのです。その頃の、大正時代は。でも、今の人たちはもう経済活動が大阪府全体に広がっているし、人の移動は大阪全体に広

がっているから、大阪府全体に。もう、大阪の発展ということを考えたときには、大阪府全体だと考えないといけないでしょう。大阪市だ、大阪市だなんて言っている場合ではないでしょうというのが提案者として、大阪府知事の経験として、そういう考えに至ったわけなのです。高速道路。

ですから、高速道路。高速道路です。やはり大阪市だ、大阪府だということを言わずに、この高速道路が大阪府民全体の利益になるのだったら、それはもうやっていくべきだろうと。そういうふうに考えました。だって、大阪市内の経済というのは周辺の市町村に支えられているわけです。大阪市内の企業に勤めている方には、大阪市以外の方、大阪市以外の市町村から通われている方がたくさんいるわけです。それから、大阪市内で飲み食い買うをやって消費をしてくれる人は、大阪市民だけではない。周りの市町村の皆さんが大阪市内で飲み食い買うをやって、大阪市内の経済を支えてくれる。すなわち、大阪府域全体で物事を見ないと、大阪の発展はない、大阪市の発展はないと提案者として考えました。

そして、大都市が発展するということは、もう1つ重要なことがありまして、空港といかに早く結びつくかということも重要なのです。世界が、ニューヨーク、ロンドン、パリ、それから上海、ソウル、香港、バンコク、こういうところが住民の皆さんの住んでいる近くには空港をつくれませんから、ちょっと離れたところに国際空港をつくります。そして、都心部に早く移動できるように、だいたい鉄道を引いて、都心部に空港というものをなるべく早く移動できるように、そういうことをやるのが普通なのです。そうでないと、ビジネスマンは集まってきてくれませんから、空港着いたはいいわ、都心部に入るのにまた時間かかるわだったら面倒くさい話になるのですから、ビジネスマンも企業も集まってくれません。ですから、ニューヨーク・ロンドン・パリ・上海・ソウル・バンコク・香港、そういう世界の大都市はみんな空港と都心部を早く行ったり来たりできるように、そういう鉄道をつくったり、高速道路をつくったり、そういうことを必死になってやるわけです。さっきの中央環状線という高速道路もそういう目的がありました。40年かかったと言いましたけど。

東京を見てください。空港がすごいことになっているのです。成田空港。

昔すごく遠い空港のイメージがありましたけれども、今は東京の都心部へ36分で到達するのです。鉄道で結ばれました。1本鉄道を引いたのです。今までの鉄道とは別のものを。それから、羽田空港までは品川から14分で行けたりとか。今、東京モノレールの横にもう1個鉄道を引こうとそういう計画があって。それから、成田空港と羽田空港が、今、もう1本の鉄道で結ばれました、93分。京成電鉄・地下鉄・京急電鉄。大阪でイメージすると、阪急電車が地下鉄にそのままつながって、そのまま南海電車につながるようなイメージです。こうやって、どんどんどんどん便利になってくる。便利になるからまた人が集まる。企業が集まる。要はそうやって東京はどんどん発達してくるのです。これは、東京都庁がまた、東京全体の視点で、ガンガン計画を進めていってるわけです。もちろん、お金の問題がありますから、お金がなければこういう計画は進めませんけれども、それでも、30年

か 40 年のそういう視点で大都市東京というものをどんどん発展させているわけです。

大阪でも負けじと関西国際空港と大阪の都市部をもっと早く行けるように鉄道を整備しようと松井知事とずっと話をしてきました。関西国際空港と大阪の都心部、本当、不便なのです。ですから、JR の大阪駅前、17 ヘクタールの広大な土地がありますけれども、あそこは緑のまちづくりをやります。だからあその下に地下の駅をつくって地下鉄を走らせて、そのまま JR と南海線につなげて、関西国際空港につなげていく。大阪の都心部と関西国際空港、ちょっと直通の電車できちんと走れるような、そういう計画を今、松井知事と作っているのです。こういう話は、今まで大阪市役所と大阪府庁でこういう議論をきちんとなされてきませんでした。僕が知事をやっていたときに関西国際空港のことも一生懸命やっていたのです。でも、大阪市内に鉄道を走らせるという話になると、それが大阪府知事の所管外の話になってしまうのです。さっきの高速道路と同じです。右が大阪府、左が大阪市みたいな形で、大阪市内のことは大阪市役所の仕事。

だから、話がなかなか進まなかったのです。やっと今度は松井知事とこれをやろうと。大阪市内だったら僕が旗を振りながら地下鉄をつくっていきながら、関西国際空港の方は松井知事の方で何とかお願いしますね。これで今話は進めています。今年度中に何とか話はまとまりそうなのですが、電車の走る時期といったらまた 35 年後くらいですか。そんなことでいいのかなあと。本当に大阪の発展ということを考えてときに。そこが今日、二つめの僕の提案者としての問題意識です。

地下鉄。これは、東京の状態なのですけれども。東京も規模が違うし、人口も違うから何でもかんでも一緒にはできませんけれどもね。13 本の地下鉄のうち、私鉄と地下鉄が相互乗り入れしているわけです。大阪はこういう状況。大阪は大阪市営地下鉄ですから、大阪市内中心です。管内だと。技術の問題もあるので一概には言えませんが、それでも周りの私鉄と結びついたのは 3 路線だけ。さっきから繰り返し言っていますけれども、やはり地下鉄や鉄道をこのような大阪府全体が便利になるということを考えないといけないのではないか。

東京。東京は、東京都庁がいろいろここまで引っ張ってきた経緯があります。東京全体のことを考えて。でも、これは皆さん、1 年、2 年でこうなったのではないのです。僕は 40 年前に東京に住んでいましたけれども、40 年前は京王電車、僕がよく使っていた電車は新宿止まり。小田急線も新宿止まり、東急東横線は渋谷止まり、東武線は池袋止まり、みんな終点だったのです。ところが、40 年経って今、おそろしいことに全部つながり始めているのです。

大都市の発展ということを考えてときに、大阪の発展を口で言うのは簡単です。時間がそれくらいかかるのです、時間が。だからそこをどう考えるかです。大阪の発展を考えて、例えば経済特区。これは、今、安倍政権が旗を振っていますから、経済特区。大阪市内のことだけではありません。もう大阪府全体で経済特区というものを進めています。

それから成長戦略。大阪の成長戦略というものを松井知事と 1 つのものにまとめて、大

阪をこうやって成長させるということをまとめました。このときに、これからの時代の大阪府庁、大阪市役所は話し合いをやって、そして、大阪全体の発展を進めていくのか。それとも、話し合いでなくて、大阪都庁にもう全部大阪全体の発展を任せるというやり方を取るのか。

どちらを取るかという話なのです。これからの時代。今まで大阪府庁、大阪市役所で話し合いをして、うまくいったこともたくさんあります。でも、さっきの高速道路の話や関西国際空港のとの鉄道の問題、うまくいかなかったこともたくさんある。でも、今後の時代、経済大国日本として、ジャパンイズナンバーワンとか言われていた時代、ああいう時代はもう終わりました、中国はどんどんどんどん台頭してくる。東南アジアはどんどん成長してくる。そんな中であって大阪を成長させていくのに、物事を話し合い、話し合いで決めて、決まれば実現するまで 35 年後とか、こんなことでいいのかというのが、提案者、大阪府知事を経験した提案者としての強烈な問題意識です。

そこで 16 ページ。さっきの二重行政をなくすとか、税金の無駄遣いをとめるということと、次は 2 番目の理由として、16 ページ。こちらの、要は大阪の役所の仕事は大阪府庁と大阪市役所の仕事の整理をして、もう大阪府庁に大阪府全体の仕事をとにかく全部任せて、スピーディーに決定して、スピーディーに実行していってもら。強力に進めてもらう。そういう大阪の役所、すなわち大阪都庁というものを作るべきでないかというのが大阪都構想の提案理由の 2 つ目です。

16 ページの下の、この仕事です。この大阪全体の成長、都市の発展。こういう仕事はこれからの時代はもっとスピーディーに、もっと強力に実行していかないと世界の中での競争に負けてしまうのではないかと。それはこちらの 16 ページの下の仕事は、競争ということが非常に重要な仕事だというふうにしたのが、提案者としての、大阪府知事を経験した提案者としての僕の問題意識なのです。こちらの仕事は、下の仕事はもっと強力にスピーディーに進めないと、これは世界との競争に負けてしまう。そういう思いが大阪都構想を提案しました。

そして、提案理由の 3 つ目ですが、今度は上の仕事なのです。こちらは、だから競争ということでスピーディーにもっと強力に。今度はこっち。住民に身近な仕事。こちらは通常の市役所の仕事です。皆さんがイメージされる通常の市役所の仕事。保健、医療、子育て支援、高齢者の皆さんへのサポート、小学校中学校の教育、ごみ処理の問題、それから地域のまちの活性化。そういう仕事は、今度は今よりも丁寧に、そしてもっと細やかに仕事をやっていかなければいけないのではないかと。今が雑すぎるというふうに僕は思っているのです。提案者として、大阪市長の経験として、今の市役所の仕事のやり方が雑すぎると。もっと丁寧に細やかに仕事をやれよと、そんな役所に作り直さないといけないというのが、大阪都構想の 3 番目の理由です。それはどういうことかといいますと、市町村長の数なのです、ポイントは。市町村長の数なのです。

大阪市の人口は 260 万人。同じ人口は広島県や京都府です。広島県や京都府、だいたい

京都府と同じくらいで、大阪市と同じ人口です。では、広島県や京都府はどういうことをやっているか。さっきの通常の市役所の仕事です。大都市の大阪を発展させる仕事ではなくて、住民の皆さんの身近なサービス。住民の皆さんの日常生活をサポートする通常の市役所の仕事。そういう仕事について、どうやって丁寧に仕事をやっていっているのか。広島県や京都府はどういう役所の仕組みになっているかという、次のパネルに。

広島県は 14 人の市長と 9 人の町長、合わせて 23 人の市長や町長が通常の市役所の仕事というのをやっているわけです。京都府の場合には 15 人の市長と 10 人の村長と 1 人の村長、合わせて 26 人の市町村長が、住民の皆さんの身近なサービスというものを、一生懸命住民の皆さんに提供しているわけです。23 人、26 人がかりで丁寧に仕事をやっていることになりましたね。

次のパネル 色は抜けていますが、ちょっと見にくいですが、色抜けてしまって。いろいろ人形の数市町村長の数です。選挙で選ばれた市町村長の数。

京都の場合でもこれだけの人数、広島県の場合にはこれだけの人数でこの住民の皆さんに対する身近なサービスというものを丁寧に提供している。これが役所の仕組みなのです。広島県や京都府。人口 260 万人クラスではこれくらい的人数が一生懸命仕事をしている。

ところが大阪市の場合、選挙で選ばれた市長は僕一人ということなのです。260 万人の中で。これで本当に皆さんの意見を聞きながら丁寧な細やかな仕事ができるのか。僕はこれもう無理だと。今の大阪市役所の職員では無理だというふうに感じて、今回大阪都構想というものを提案しました。そしたら、皆さん、「いや、橋下、お前一人、一人と言うけれど、吉田区長がいるではないか。住吉区民の声を聞いてしっかり仕事をやってくれてよ」と。大阪市内には 24 人の区長がいる。区役所がある。区役所の職員は一生懸命仕事をやってくれている。そのとおりなのです。吉田区長は住吉区民の声を聞いて、住吉区民のために一生懸命仕事をやってくれています。極めて優秀な区長で、本当に皆さんの声を聞きながら一生懸命仕事をやってくれている。でも、皆さん、吉田区長、すごい優秀な区長でもあるのですが、それで今大阪市の改革をどんどん進めて、吉田区長に物事を決められる決定権をどんどん今、渡していっているのです。もう吉田区長の判断でどんどん仕事をやってくださいということで、どんどん決定権を今渡しているところなのです。だから、吉田区長が住吉区のことを考えて、住吉区だけでやっているいろいろなサービス、いろいろあるのです。だから、東住吉区ではやっていない、住之江区ではやっていない、阿倍野区ではやっていない。でも、住吉区独自のサービス、そういうのをいっぱいやっているのです。いっぱいやっているのです。今、そういうふうに大阪市も改革進めています。住吉区の区役所の職員も今そういう意識でどんどん仕事をやってくれているのです。

そこまで改革をやっても、それでも今の吉田区長は保育所 1 つ、自分の区内に建てる決定権を持っていません。だから、待機児童、お母さん方の声を聞いて、保育所、ここにつくらないといけないと思っても、自分で決定できないのです。特別養護老人ホームも建てられない。図書館も建てることのできないのです。それで本当にいいのかと。

これは、提案者として、大阪市長を経験して、これからの時代、大阪市の行政を考えてきたところ、丁寧な仕事をやらないといけない。住民の皆さんに身近なサービスの分野においては、もっと市長ではなく、区長が物事を決めていく。もっと言えば市長なんかいらないと。区長が全部決めて仕事をやっていったらいいのではないか。という考えに至ったのがこの大阪都構想なのです。

いや、区長でも仕事できるでしょう。皆さんは思われるかも分かりませんが、これ、選挙で選ばれるのと選ばれないので決定的に違うのです。東京で統一地方選挙の後半戦があります。こちらでは東京 23 区の区長選挙をやっています。東京 23 区の区長は選挙で選ばれます。この選挙で選ばれる区長というのは、ある意味、市長と同じ立場に立つのです。自分が最終決定していく。自分が最終責任者になる。上司はいない。選挙で選ばれるということになると。しかし、今吉田区長は選挙で選ばれておりませんから、住吉区民のことを僕なんかよりもよく一番知ってるはずなのに、結局最後は僕の職務命令、僕の決定にしたがわないといけないのです。吉田区長は僕が選んだんです、皆さんが選挙で選ぶわけではないので。僕が吉田区長を選んだのです。僕の言うことを聞かないといけない。これは違うのではないのと。

だから、今、図書館を建てたいとか、もし、保育所を建てたい。保護者の皆さんが待機児童が多くなって、ここに保育所を建ててほしいという保護者の皆さんが声をあげても、吉田区長は淀屋橋・中之島、僕が仕事をしている大阪市役所本庁舎の方に出向いて、ここに保育所を建てたいのだけれどもなんとかしてもらえないでしょうか、ということのいろいろな関係各局をお願いをしないとイケないのです。なかなか通りません。これは保育所の決定をどこがやっているかという、淀屋橋が全部決めるわけです。僕のところがもう全部決めるわけです。大阪市全体を見て、こことここに造つくっていい。そういう今、仕事になっているのです。

区役所の組織図。これはなかなか選挙で選ばれた区長とそうでない区長はイメージつきにくいかもしれませんが。大阪の人たちは区長を選挙で選んだことがないので。こちらを見ていただきたいのですが、こちらが今の区役所です。吉田区長はここです。今、区役所で一生懸命仕事をやってもらっていますが、今度選挙で選ばれて区長になるとこういう立場になります。

こういう立場。要は役所の組織のトップに立つわけです。選挙で選ばれた区長。だから自分で物事を決められる最終決定権者になるのです。今まで吉田区長は住吉区のトップだけなのです。僕が選んだ区長です。淀屋橋・中之島の決定に従わなければいけない。ところが選挙で選ばれた区長だと自分が最終決定権者になる。これが大きな違いです。

図書館の数。例えば、今、大阪市では僕が最終決定権者ですから、24 個の図書館は僕が決めるわけです、いくつつくるか。それは、1 区 1 館というルールにしています。もう、これややこしくて、住吉区にもう 1 個増やすと、平野区も増やせと言ってきますから。東淀川区も増やせと、収拾つかなくなります。一人ではできません。だから、大阪市役所で

は伝統的に1区1館。そういう内部のルールにしています。これはもう住民の皆さんのことを考えてというよりも、役所がこの仕事をやりやすい。だから、人口の数とか、子どもの多い、少ない関係なく、1区1館です。だって、福島区は人口5万人でしょう。そこにも1館、図書館がある。住吉区は3倍の15万5,000人でも図書館1館です。こんなことでいいのですかと思うのです。

今度はプール。温水プールです。1区1館です。もう機械的に決めているのです。地域の実状とかそういうことは一切考えてくれません。大阪市内で一律に決めているのです。こんな大阪の行政をこれからも続けていくのかと。そこが経験者としての大きな大きな問題意識です。

これは選挙で選ばれた区長になるとどうなるかということなのですが、東京の23区、今選挙をやっていますけれども、みんな選挙で区長は選ばれますから。自分たちで数を決めるわけです。お金の範囲内で図書館も。図書館もみんなそれぞれの選挙で選ばれた区長が自分の責任の範囲で数を決めていくわけです。ただ、誤解していただきたくないのは、今回大阪都構想をやったからといって、すぐに図書館が増えるとか、簡単に施設が増えるという話ではありません。重要なことを自分たちで決められるということです。淀屋橋・中之島にいちいちお伺いを立てなくてもいいということです。

だから、保育所、図書館、特に保育所です。こんなのを区長が決められないというのはおかしすぎて、僕は本当おかしくてしょうがない。でも、「では、お前やれよと。橋下、そんなこと言うのだったらお前やればいいじゃないかって、いろいろ区長の方にもっと決定権を渡してやったらいいではないか」と言いますが、今度は区長の方に今の決定権を渡しても、お金は誰が最終の責任を持つのかというのがもう分からなくなるので、結局大阪市長、大阪市役所が最後は決めるということにしないといけないのです。今の仕組みだったら。でも、住吉の中に待機児童の数がどれぐらいいるのか。どこに保育所を建てたらいいのか。そのことを一番知っているのは区長のはずなのです。

だから、僕は今回、これからの大阪市の行政、住民の身近なサービス、通常の市役所のサービスの仕事に関しては、もっと丁寧に細やかに皆さんの声を聞きながら、その仕事を皆さんに対してきちんとやるように、大阪市内に5つの特別区というものを置いて、5つの特別区、そして選挙で選ばれた区長5人が、それぞれ役割分担を、地域の担当者になって、丁寧に細やかに仕事をやっていく。そういう大阪の行政を目指そうということで、大阪都構想を提案しました。

表紙。今、大阪市内で、皆さん、この選挙で選ばれた区、選挙で選ばれた区長がどうなっているか。なかなか違いが分かりにくいかもしれませんが、これは大阪市の地図です。今、24区とありますけれども、さっき言いましたように、選挙で選ばれた区長ではありませんから、独立の決定はできません。独立のまちづくりはできないです。今の大阪市役所の中で可能な限り、物事を決められるようにはしていますけれども、もうでも限界です。これ以上の何か決定、区長が物事を最終判断を下すということは、もう今の仕組みでは無理。

結局、大阪市の 24 区というのは、大阪市役所のある意味窓口みたいな感じなのです。24 区というのは、独立のまちづくりをされるような、そういう区ではないのです。それを選挙で選ばれた区長のもとに、新しい特別区というものを 5 つ置いて、今の 24 区を 5 つにまとめて、それぞれ独立したまちづくりをやっていく。独立した自治体運営をやっていく。そういう新しい行政を目指したのが大阪都構想です。

「独立、独立と言うけど、独立したらいいの」と言われるのですけれども、これからの時代、皆さん、行政の方は皆さんに「あれやります、これやります」って良いことばかり言える時代ではなくなります。もう、皆さんがいろいろなことを要求してくる、「これが必要だ、これが必要だ」ということをいろいろ言われても、全部それを賄えるだけのそういう体力は役所にはなくなってきました。そうなりますと、皆さんが「これが必要だ、うちの地域にはこれが必要だ」、「では、それをやりましょう」といった時には、「何かをここは我慢してくださいね」という話を必ずやらないといけないという時代になるのです。

僕は大阪市長として、子ども教育予算を増やしました。子ども教育予算の重点経費は、非常に大阪市は少なかったのです。非常に少なかった。これはもう教育環境、本当に貧弱だったのです。小学校、中学校にエアコンもついていないし、公立中学校は給食をやっていないし、これはとんでもないと。学校の図書室の本は基準の半分以下、テレビはブラウン管テレビ、先生には 1 人 1 台のパソコンも与えられていない。これはもう、ちゃんと整備しろということで指示を出しましたが、お金が必要なのです。

子ども教育予算は僕が市長に就任したときよりも、だいたい重点経費として 300 億円上乗せをしましたが、300 億円上乗せするのはいいのですけれども、どこからかお金を作らないといけないのです。そこでいろいろな批判はありましたけれども、皆さんにはいろいろご迷惑をおかけしましたが、例えば敬老パスの一部有料化だったり、それから赤バスの廃止だったり、そういうことをいろいろさせてもらって、批判はありましたけれども、でも、それでお金をもらえないことには、子ども教育予算を増やせないわけです。保育所も増やせなかった。これでお金を作るためにいろいろなこちらから見直しをやって、保育所のほうにお金を回して保育所をガンガンつくったりとか、特別養護老人ホームをつくるお金に回したりと、そういうことをやっているわけです。これができるのは、選挙で選ばれたトップだけなのです。自分はここを増やしたい。その代わりここは減らしていく。それを決められるのは選挙で選ばれたトップだけなのです。これからの時代は、こういう仕事を皆さんからの声を聞きながらやり続けなければいけないというのが役所の役割になっている。もうどんだんどん皆さんに良いことばかり、「あれやりますよ、これやりますよ」そういう時代ではなくなっています。

そのときに、皆さん。住民の皆さんの声を聞きながら必要なものと我慢してもらうもの、こういうことを丁寧に、丁寧に調整していく役所の仕組みとして、大阪市長一人がいいのか。それとも 5 人でそれぞれの地域を担当して、皆さんの声を聞きながら丁寧に仕事をやっていくのか。どちらがいいのですか、という話なのです。僕は提案者としては、これは

もう5つ、それぞれの地域に分かれてもらって、住民の皆さんに必要なものと我慢するもの、そういうものをそれぞれの地域で調整してもらって、そういうことをやっていかなければいけない。そういう時代に突入するから、もうこの大阪市役所というものは5つの特別区役所に作り直そうと考えたわけです。

このことによって、直ちに何か皆さんが今受けている住民サービスがポーンと増えるとか減るとか、そんな話ではないのです。要は皆さんに対して丁寧に仕事ができる、細やかに仕事ができるのは、一人の大阪市長が良いのか、選挙で選ばれた5人の区長の方が丁寧にできるのか。その選択なのです。この5つの地域、さっき大都市局から説明あったかと思いますが、この地域、それぞれ特色が違います。住まれている方の年齢層も違います。皆さんのお住まいの南区というのは住宅街がメインです。北区や中央区は商業地区がメインになります。湾岸区というところは大阪湾に面しているところ、津波被害対策なんていうところが1つの大きな課題です。たぶん、南区の課題としてよく挙げられるのは、東西の交通網というところがよく課題として挙げられます。みんなそれぞれ課題が違うのです。それをこれまでのように大阪市長、大阪市役所、淀屋橋の大阪市役所と大阪市長が大阪市内を1つの固まりと見て、全部一律の行政を進めていく。そういうやり方がいいのかということです。住吉区も、西淀川区も、淀川区も、鶴見区も、旭区も、全部1つの大阪市って一括りにして、そして大阪市長、大阪市役所の方針に基づいて、大阪市長、大阪市役所が決定したその決定に基づいて、全部大阪市内に一括りに進めていく。そういう行政がいいのか。それとも、5つの地域にそれぞれが独立して地域の特色にあわせた住民の皆さんの要望と我慢してもらって、そういうもののいろいろ調整を丁寧にやりながら、これから行政をやっていく方がいいのか。どちらかの選択です。

僕は大阪市長の経験をしている提案者としては、これからの時代はもっとこの市役所の仕事を丁寧にやっていく。

そういう仕組みが必要という思いから、5つ地域を分けて独立してもう行政をやっていって下さいねというふうに考えました。

16 ページ。ですから、特別区5つできますと、教育委員会が5つ置かれるのです。教育委員会。だから教育行政というのもそれぞれ5つで丁寧な教育行政になると思います。今、大阪市教育委員会が1つの決定を出すのは、大阪市区内 400 校以上の小学校中学校全部それに従わなければいけません。大阪市教育委員会の方針で、400 校の学校が全部それに従うのです。そのくらい大変な仕事なのかなと思いますね。それだったら、5つの地域に分かれて5つの教育委員会、そこで物事を決めて、それぞれの決定で教育の方針を考えたらいいと思うのです。大阪府内 43 市町村ありますけれども、大阪市を除いて 42 市町村みんなそれぞれ教育委員会がありますから、それぞれの教育委員会で決めていきます。でも、今は大阪市教育委員会の決定で小学校中学校 400 校が全部それに従うわけです。普通、1つの教育委員会が担当する学校は 40 校から 50 校くらいです。大阪市教育委員会は1つの教育委員会で 400 校を担当している。400 校の学校が全部1つの教育委員会の決定に従うと

というのはこれからの時代にちょっと僕は違うのではないかなあというのが大阪市長の経験から感じたところですよ。それでこういう提案をしました。

ですから、仕事の整理をしますと冒頭に言いましたね。大阪府庁、大阪市役所の仕事は整理します。では、大阪府全体の仕事についてはスピーディーに、スピーディーに決定して、スピーディーに実行していく。これはもう、今の国際情勢での競争力ということを意識して、スピーディーに。ですから、これは大阪都庁にもう全部任せてやっていく。そして、こっちの通常の皆さんがイメージする市役所の仕事、保健・医療・福祉・地域のまちづくり、そういうことを、子育て支援、保育所の問題、特別養護老人ホームの問題、図書館とか、こういう問題はもっとより丁寧に、もっとだから細やかに地域の特色に応じて地域の皆さんの声に応じた行政をやっていかないといけないので、仕事を整理する。整理した仕事は大阪都庁に、上の仕事は大阪市役所が今まで1つの市役所でやってきましたけれども、5つの特別区役所で丁寧にやっていきましょうというのが大阪都構想の提案理由の3つ目です。

では、この大阪都構想で本当に特別区をちゃんと作ってこんなことでちゃんと成り立つのというところをご心配になるかと思いますが、それは大丈夫です。まず、20ページ。よく、大阪都構想をやると今大阪市が皆さんに提供している住民サービスが下がる、下がるという声があるところでは聞きますが、それは下がりにません。なぜかといいますと、今、大阪市役所が皆さんに提供している様々な住民サービス、敬老パスもそうですね。それから、障がい者の方に対するいろいろな支援策、お年寄りの皆さんに対するいろいろな支援策、全部ひっくるめてここにかかっているお金は6,200億円なのです。今、大阪市役所が使っているお金は6,200億円。そのお金は全部特別区の方に全部行きますので、特別区が確保していますので、今大阪市役所が皆さんに提供しているサービスに変更はありません。それはそのまま特別区に行きます。

そして、今の状態は維持された上で、さっき大都市局から説明がありましたけれども、皆さんがお住まいのところ、今度南区になります。28ページ。今提供しているサービスはそのまま維持された上で、今後さらにお金が積み上がってくるというのがきちんと計算で書かれております。ちゃんとちゃんとお金は積みあがってくる。このお金を用いてさらに住民サービスを充実させる、新しい住民サービスにすることができるというのが今回の計算結果で出ております。

そして、大阪都構想をやると600億円のお金が最初に経費としてかかるといわれています。これはコンピューターシステムを替えたり、庁舎を整理したりするお金ですが、その経費を差し引いたとしても、ちゃんと後からお金が積み上がってくるというのがこの計算結果で出ております。

そして、もう一回16ページ。大阪府の方にお金が取られる、取られるということをする人たちがいるのですが、それも取られませんが、まず、だいたい大阪府に取られるという言葉自体が僕が知事をやっていた経験から違和感があるのです。大阪府知事も市民の皆さん

から選んでもらって市民のために仕事をしていますから、大阪府知事がお金取ってよく分からないのですが、そういうことを言う人もいます。とことん反対派の人たちは言うのですけれども。

皆さんの税金は直接特別区に入るものと、一部大阪府の会計に入るものとに分かれます。一部大阪府の会計に入ることをもって「取られる、取られる」と言っている人がいるのですが、しかし、下の矢印を見てください。全て特別区に配分されます。なぜ一回大阪府の会計に入れるかといいますと、それは5つの特別区に税金集まる、集まらない、バラつきがあるから、要るサービスをきちんと提供できるように公平に税金を配分するために、一回大阪府が預かってそして5つの特別区に公平にお金を配分します。今、やっている仕事がきちんとできるように。これは税金の仕組みとしては普通なのです。

今、日本の税金は東京・名古屋・大阪で日本全体の税金の6割くらいが集まるのです。これを東京・名古屋・大阪で全部使ったらえらいことになりますから、まずは一回国が集めて、そして47都道府県に公平に配分をします。それと同じ仕組みで一回大阪府が預かりますが、5つの特別区に公平に配分しますので、大阪府がお金を取るということはありません。

そして、31ページ。いろいろな質問があるのですけれども、先ほども言いましたように、今大阪市役所がやっている仕事はきちんとお金を確保して、今のサービス水準は維持しますので、敬老パスがなくなるとか、今の大阪市役所がやっていることが、サービスの水準が下がるということはありません。また、特別区になると隣の特別養護老人ホームに行けなくなるとか、保育所に行けなくなるとか、保育所に行けなくなるとか、特別養護老人ホームは、今、日本国民であればどこの都道府県の特別養護老人ホームにどこでも行けるわけですから。今ですらどこでも行けるのです。北海道の特別養護老人ホームでも入れるわけです。だから、大阪都構想をやって隣の特別区の特別養護老人ホームに行けなくなるなんていうことはありません。保育所なんかについては、各特別区役所や区長が相互に受け入れをやる、そういう協定をやります。僕も今、大阪市長として豊中市とそういう相互受け入れをやっています。境界にお住まいの子どもたちを相互に受け入れられるように。豊中市の子どもを受け入れる、こちらの大阪市の子どもも豊中市に入ってもらおう。そういうことは当然あります。

これまで納めていた税金や水道料金、それから国民健康保険料、介護保険料、市営住宅の家賃、それらが上がることはありません。大阪都構想で地域の町内会やPTA、そういうものがなくなることはありませんし、地域のコミュニティがなくなることはありません。また、盆踊りがなくなるとか、盆踊りもなくなりません。今ある住吉区役所もそのまま残ります。だから、遠い区役所、阿倍野区役所、遠くなるという人がいるのですが、今ある住吉区役所は今の仕事をそのままやります。それから、運転免許証や国民保険証、また登記簿謄本、住所変更の手続きの負担はないように調整をいたします。これは市町村合併があったときに住所変更がありますが、全国で市町村合併

いろいろありますけれども、住民の皆さんに負担がないようにきちんと対応をします。

そして、最後。これがパネルの2ページ、3ページになります。大阪都構想というものは今説明したように、大阪府庁と大阪市役所の役所を作り直すと。様々な大阪の課題を伝えました。二重行政の問題、それから税金の無駄遣いがある。これを止めなければいけない。そして、大阪全体の発展のためには大阪都庁というものが必要なのではないかと。そして、皆さんの日常生活をサポートする仕事はもっと丁寧に、もっと細やかな対応をする、そういう特別区役所、5つの特別区役所で丁寧に対応していかないといけないのではないかと。こういうことを解決するために提案したのが大阪都構想です。

そして、税金の無駄遣いというところは、2枚目。最初にお話をしましたけれど、こういう額です。これまでいろいろ皆さんに負担を負わせていたこの額。大阪府庁で。こういう額。こういうことも二度ととめないといけないと、そういう思いで役所を作り変えよう。そのために今言ったいろいろな問題意識を解決するために最初に600億円かかるということとそれを無駄と捉えるのか。未来の大阪への投資と捉えるのか。そこはまた皆さんにご判断をしていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。それでは、質疑応答に移りたいと思います。ご質問のある方はその場で手を挙げていただきましたら、私が指名させていただきます。その方のお座席まで担当がマイクをお持ちいたします。必ずマイクを通して質問させていただきますようお願いいたします。ご質問は簡潔にお願いいたします。本日の説明会の時間には限りがございます。ご質問がある場合には、会場の出口付近で質問用紙を用意しております。

お手数ですが、質問用紙にご記入いただければ、後日ホームページに掲載を載せたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。それでは、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

(橋下市長)

最初よう分からなかったけど、何となく分かったわという方どれくらいいらっしゃいますかね。そうですか。ありがとうございました。

(司会)

そしたら、挙手の方お願いします。そしたら、わたしから見て右側の椅子のブロックの前から6列目の男性の方。すみません。マイクをお持ちします。

(質問者1)

どうもはじめまして。わたしは大阪都構想が賛成だと思っているんですけども、反対の友人からは京都大学の藤井先生の『大阪都構想は日本を破壊する』を読めと言われるの

です。僕は読む時間がなくてまだ勉強不足な面もあるんですけども、これをすごく支持されている方に対して、「これは間違えていますよ」というのはどうかと、ホームページかどこかに書かれているのか、またそれを掲載する予定があるのかというのを教えていただければと思います。

(橋下市長)

大阪市役所としてはもうやりませんが、様々な方が問題点についてこれは違うということを行っている方もたくさんいます。そこはもういろいろ議論があるのですが、結局この大阪都構想の議論、「それはここがおかしい、あそこがおかしい」いろいろなことを言うのはいくらでも言えるのです。それを言い出すと、今の大阪府庁と大阪市役所でもいろいろなおかしいことがいっぱいあるのです。ですから、その方が言われているいろいろな大阪都構想に対する指摘と今の大阪府庁と大阪市役所に存在する問題。そういう指摘、そういうこともいろいろ比べなければいけません、重要なことは今日、僕は大阪市長として提案者の理由を説明させてもらいましたけれども、二重行政の問題、それから税金の無駄遣いをどう捉えるか。そして、大阪の発展のためには大阪都庁という強力な役所が必要かどうか、そして皆さんに対してしっかり丁寧に仕事をする、細やかに丁寧に仕事をするために特別区役所が必要かどうか、その問題意識を持っていただいて。後はいろいろな批判、問題点を指摘する人はいろいろいるのですが、この大阪都構想の設計図については、これは国の霞ヶ関の省庁、行政の専門家が徹底してチェックをしました。だからそれは一般の学者さんとかそういう方ではなくて、本当に行政のプロがこれで行けるかどうかということ徹底してチェックをして、まず相当大都市局、大都市局の職員はもうスーパーエリート集団です。そこが対応策を考えて、まとめあげて、最後、総務大臣が「問題なし」と意見を出したというところで、どちらの意見を使用するかという、そういう話になるかと思えます。

(司会)

ありがとうございました。そうしたら次の方。

(橋下市長)

時間があれば本読んでいただいてもいいのではないですか。

(司会)

そうしたら、次の方に移ります。真ん中の階段席のブロックの前から6列目ですか。男性の方。

(質問者2)

はじめまして。少しおうかがいしたいのですが。今、現在、我々年寄りが死んだら葬儀するのに10日も20日も冷蔵庫の中へ入って寝なあかんと。それから、葬儀が始まると。焼き場が足りないのですね。大阪市は。それで、都構想になったら、わたしが死ぬ時分には、さあ、1年冷蔵庫の中に入っていないといけないのでしょうか。そのへんだけちょっと聞きたいのです。

(橋下市長)

ありがとうございます。

(質問者2)

さっさとお願いしたいと思いますので。

(橋下市長)

ありがとうございます。繰り返しになりますけれども、今、大阪市役所がやっている仕事の水準はまず維持します。僕、ごめんなさい。10日間入る、入らないという状況を知らなかったで、また後で確認しますけれども。今そういう状況なのだったら、それはまずその状況です。この例は大阪都構想になったからといって、すぐに今の10日間で1日短くなる、2日に短くなるという話ではないのです。役所の仕組みを変えることによってどちらの方がより良くなる可能性があるかということです。

申し訳ありませんが、今の大阪市役所の仕組みで、大阪市全体に一律に行政をやると焼き場を増やすという話には今なれません。お金を使ってそれを増やすという話は。でも、パンフレット。これは可能性の話ですけれども、どちらの可能性かという話なのですが、パンフレットの表紙。僕も10日という時間がどうなのかというのは後で確認しますが、これは役所の仕組みとして要は可能性の問題なのです。5つの特別区に分かれますと、自分たちでお金の使い方を決められるのです。もし、高齢者の多い地域、そういう地域があったとします。そこが焼き場を増やしてくれと、焼き場を。その代わりに、これを我慢するからと。例えばプール。温水プール4つも5つもいらないと。そこは1つ、2つ年間の維持管理費も相当かかるのです、お金が。さっき1区1館と言いましたよね。どこの区でも1区1館なんですけれども、これを1個節約すると年間の維持管理費が30億円ですから、単純計算しても年間の維持管理に1億円くらい1館かかるのです。維持管理費だけで年間。これを我慢するから、それを焼き場の方に回してくれへんか、みたいな話をそれぞれの地域でそういうことが決定できる。可能性が広がるのがこの特別区制度なのです。ですから、どちらのほう皆さんのそういう声を聞きながら、そういう話、調整をしやすいのかということを考えていただきたいなあというふうに思います。大阪都構想になったから1年になるとか、1年冷蔵庫に寝かすなんてそれはありませんから。1年なんかえらいことになりますから。だから、大阪市内で全部焼き場を増やすということを決定すると、またもの

すごくお金が必要になるのです。さっき教育予算のときに言いましたけれども、小学校中学校、400校僕は抱えていますから、これに1台テレビをつけるだけでもう何億というお金が必要になるのです。消費者から削るものもいっぱい削らないといけない。公立中学校が給食をやると言ったらそれだけで30億円のお金がいるわけです。でも、それぞれの地域ごとに考えていくと、いや、うちの地域は焼き場を増やす、これは減らすという、そういうまさにこれが丁寧な行政でこれから僕は提案者として目指していかなければいけないのは、まさにそういう行政をやっていく。その仕組みとしては、大阪市長、大阪市役所が1つでいいのか。それとも選挙で選ばれた区長のもとに、選挙で選ばれた区長のもとの特設区役所5つの方がいいのか。そこのところとの選択になってくるのかなあというふうに思います。

(司会)

ありがとうございました。

(橋下市長)

それから、さっきのご質問者の方の学者さんの本のほう、指摘がありましたけれども。大阪都構想、反対の問題点ばかり指摘するのはいいんですけども、反対だったら今言った二重行政の解消とか、税金の無駄遣いをとめることとか、大阪の発展のために役所をどうするのか、丁寧な行政をやるためにはどうしたらいいとか、その解決策が一切出てこないのです。ただ、結局、今のままということになるのです。そうしたら、今の大阪府庁、大阪市役所のままで税金の無駄遣いは本当にとまるのか。丁寧な行政はできるのか。話し合いのもとに二重行政はなくなるのか。そこが僕は提案者としては分からないところなのです。反対されるのはいいけれども、提案者の説明として言った問題意識、それをどう解決するのか、まったく反対派のほうから出てこないというのが提案者としては非常に疑問に思っているところです。

(司会)

ありがとうございました。そうしたら、次の方、質問。そうしたら、わたしから見て左の階段席の後ろから3人目ぐらいですか。男性の方ですかね。すみません。

(質問者3)

すみません。橋下市長に質問させていただきます。2009年、堺市長選のときに、これは橋下さんのバックアップでもって堺の市長竹山さんが誕生いたしました。堺と大阪知事、これが大阪都構想の原型だと思っています。ところが、竹山さんが4年間堺の市長をやられて、ある意味堺の財源が大阪府に吸い上げられるのかと、堺の独自性がなくなったということで、2013年のときに、まさに反旗を翻された。それと同じことが、今、竹山さ

んというのはおそらく橋下市長の一番の側近であったし、一番この大阪都構想をよくご理解をされている方であったと思うのです。その方がなぜ2013年の選挙で反旗を翻されたか。それと同じことが今、大阪まさに都構想と大阪市が解体をするということになるのではないかと思います。

(橋下市長)

質問は。

(質問者3)

竹山さんがある意味2013年の要は選挙のときに反旗を翻された。それはなぜ反旗を翻されたのか。一番要するに都構想ということが一番よくご理解をされておったわけで、堺と大阪が大阪都構想とそれに反旗を翻されたわけでございますので。

(橋下市長)

分かりました。竹山市長は僕の部下でありました。大阪府庁の職員でしたが、大阪都構想については一番理解していない職員でした。まったく理解のないそういう職員でした。話をしましたけれども。ですから、こういう状態になってしまいました。もともとは大阪市の二重行政という言葉を生懸命言っていた職員だったのですが、いつの間にやら大阪市内においても都構想は不要だとか、そういうことを急に言い出されて、ここは政治の場ではありませんので、政治的な話は今日は控えますけれども、ただ1つ言えることは竹山市長が一番この大阪都構想に理解のない大阪府の職員だったことははっきり伝えさせてもらいます。

(司会)

ありがとうございました。そうしたら、時間の方が来ていますので、あと1人にさせていただきます。女性の方、誰か。そうしたら、椅子席の真ん中の女性の方。後ろから3列目ぐらいですか。

(橋下市長)

もともと竹山氏とは大阪市と大阪府がこれは二重行政になって、これは解消しないとけないとずっと前半ずっと言っていたのです。自分の堺市の話になってきて、急に今度は都構想全体を反対というふうに言ってきた。この発言の経緯を見てください。最初は堺はこの都構想は違う。大阪市はやっぱり都構想だ。これをずっと公で言っていました。それが急にいろいろな政治的な話もあったのかも分かりません。急に変わられたということ、これは事実です。

(司会)

そうしたら、すみません。

(質問者 4)

すみません。

(質問者 4)

いいですか。

(橋下市長)

大丈夫です。

(質問者 4)

今日の説明会、一応住民投票の説明会ですよ。こういう内容が出てくるということは、また住民投票で賛成が多かったら内容が変わることもあるということなのではないでしょうか。そういうことでもないですか。

(橋下市長)

内容がどういうふうか。

(質問者 4)

今、説明あった内容が変わるということはないのでしょうか。

(橋下市長)

今日説明させてもらったのは、このいわゆる大阪都構想の提案理由を説明してもらいましたので、提案理由は変わりません。賛成多数となった後、どうやって特別区を作っていくかという話になりますと、ここで大枠のこういう大阪都構想の設計図ができていますが、当然、今、反対派の議員の人たちがたくさんいますので、その人たちの意見を聞きながら、このいわゆる大阪都構想の枠組みに従ってしっかりと意見を聞きながら、反対派の人の意見も聞きながら、そこはいろいろ調整をしていくということでやりますけれども、重要なことはもう大阪府庁と大阪市役所が1つにまとめて、大阪市内に選挙で選ばれた区長を5人置くと、まさに2年後に区長選挙が始まります。今まで大阪市長選挙だけだったので、大阪市内で5人の区長選挙、今東京でやっている区長選挙みたいなことがそれぞれの地域で行われます。これはもう始まります。ただ、細かな、細かないろいろな役所のつくりについては、いろいろと反対の意見も聞きながらそこは調整をしていきますけれども、今日説明したことはこれは提案理由ですから、僕自身が提案者としてこういうこと

を考えて提案したのですという理由ですが、ここは何も変わりません。この話は。

(質問者4)

これは大阪市長として、さっきも言われました、僕自身市長って何かややこしくなっているんですけど、市長としてやられたわけですね。

(橋下市長)

そうです。そうです。

(質問者4)

いや、前も200万%でも何とかかんとか言われたことがあるので。

(橋下市長)

2万%。

(質問者4)

2万%。はい。

(橋下市長)

あれは政治発言、政治的な立候補とかそういう話ですから、今日はこの理由とそれからここに書かれていることは、これはもう賛成多数であればしっかりとやっていきます。

(質問者4)

では、もう1つ聞きたいのです。ごめんなさい。一部事務組合というのは、職員さんというか、その組合のことですか。

(橋下市長)

違います。これは名前がややこしくてすみません。

特別区役所、役所が仕事をそれぞれやっていますよね。重なる部分、同じような仕事はもうそれぞれ別々にやるのではなくて、一緒に共同でやりましょうよというような仕組みを一部事務組合というのです。例えば、今、ちょっと一部事務組合とはなかなかアレですけど、関西の府県がみんな集まって関西広域連合というものをやったり、関西広域連合というもので集まったりとか、今日、提示をさせてもらいましたけれども、水道の事業とか、国民健康保険。国民健康保険はどのみちこれから大阪府の方に移っていくのですけれども、介護保険とか水道事業なんかはそれぞれの特別区がバラバラでやるよりもみんなでまとめた方がいいのではないというのは、一部事務組合といえます。ただ、皆さん、

さっきのお兄さんが指摘をされていた本の中に、一部事務組合というものがあるからこれはもうそもそも大阪都構想をやらなくても、一部事務組合がやるのだったら今の大阪市のままでいいのではないのか、という主張をその書籍の中でされていますが、これは特別区の仕事のうち、特別区役所がやる仕事のうち、7%だけが一部事務組合になるわけなのです。超例外な部分を一部事務組合でやるわけであって、これを一部事務組合にするからそのほか全部を今の大阪市役所のままでやれといったら、結局丁寧な仕事、さっき言った丁寧に調整する仕事、細やかに対応する仕事、二重行政の解消、税金の無駄遣いをとめる、こういうことが全部一部事務組合のことだけで全部この大きな目標を全部飛ばしてしまうのか、という議論です。一部事務組合から特別区役所がやる仕事のうちのほんの一部だけをみんなで共同でやりましょうという、そういう話なのですけれども。だから、一部事務組合でやるということで何か大阪都構想が否定されるような、そういう話ではないです。

(司会)

もう時間ですので。そうしたら、質疑の方は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(橋下市長)

本当に皆さん、長時間ありがとうございました。1時間ですから、なかなか説明が不十分だったかと思えますけれども、ただ、未来の大阪を決めるために本当に重要な住民投票になりますので、これから20日間ちょっとまた考えていただいて、未来の大阪を決めていただきたいと思います。本当に長時間、どうもありがとうございました。

(司会)

出口の方が混雑しますので、スタッフの誘導に従ってゆっくりと退出ください。今日は車椅子の方が多くおられますので、皆さん申し訳ないですけど、よろしく願いいたします。皆さん、ごゆっくりとスタッフの誘導にしたがってお願いいたします。終了にあたってのお願いとお知らせですけれども、本日お配りした資料はお捨てにならないよう必ずお持ち帰りください。住民投票は5月17日、日曜です。大切な1票ですので、必ず投票をされるようお願い申し上げます。住民説明会は他の会場の説明会もユーストリームによるネット中継録画、及び全区役所でも中継しております。もう一度説明を聞きたい、他の会場の質疑応答をご覧になりたいという方はそちらもご利用下さい。

それでは本日はこれを持って住民説明会を終了させていただきます。ありがとうございました。お忘れ物のないようにゆっくりと出口の方も混雑していますので、ゆっくりとお進みいただきますようよろしくお願いいたします。